

# 北上市老人福祉センター条例の廃止及び北上市交流センター条例の一部改正について

令和3年2月18日(木)  
議会全員協議会資料  
保健福祉部・まちづくり部



## 1 趣旨

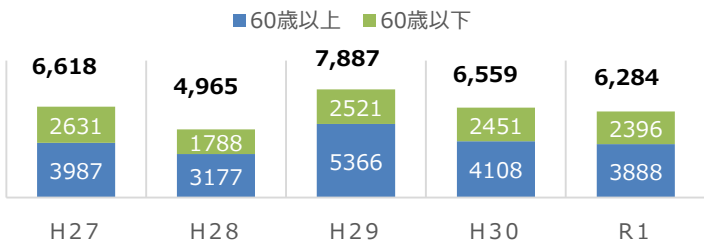
高齢者の健康増進とレクリエーション等の場として昭和56年(1981年)に建設し、これまで高齢者の交流や高齢者相談、介護予防等に機能を果たしてきたが、高齢者施策の変化に伴い、他の実施機関に機能が分散し、現在は住民のコミュニティ活動の場としての機能を有するのみとなっている。

市内には地域包括支援センターによる高齢者相談機能や、介護予防機能を持つ地域資源が充実していることから、施設利用の対象者を高齢者に限定せず、多世代が交流できるコミュニティの拠点として「江釣子地区交流センター」へ転用し、施設の利用効果を高める。あわせて施設区分と使用料を設定するもの。

## 2 施設設置当初からこれまでの経緯

- ・当施設は旧江釣子村時代の昭和55年度(1980年)県の老人福祉センター施設整備費補助金により建設(建設費52,230千円 補助金額34,820千円 補助率2/3)。老人福祉法により、市は老人福祉センターを設置できる規定となっている。
- ・平成24年度に老人福祉センター展勝園を廃止後(廃止理由:老朽化及び土砂災害特別警戒区域)唯一の老人福祉センターとなる。
- ・平成18年度から現在まで指定管理者として社会福祉法人北上市社会福祉協議会がセンターの運営を行っている。
- ・平成28年4月1日施行の条例一部改正において、生活相談室兼健康相談室を廃止した。

## 3 江釣子老人福祉センターの過去5年間の利用状況



## 4 江釣子地区交流センターへの転用による影響について

### 【施設利用】

現在の老人福祉センターの役割は、和室(図書室・教養室・集会室)の貸館業務のみとなっており、利用者も9割以上がコミュニティ活動の場となっている。施設利用申請窓口を一本化することで、利便性が高まる。

### 【相談機能】

平成28年4月1日施行の条例一部改正において、生活相談室兼健康相談室を削除した。以降、センターとしての相談機能は持ち合わせていない。現在は市内に5か所ある地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として専門的な機能を果たしており、条例廃止に伴う影響はない。

### 【高齢者の活動】

和室は、介護予防に資する「高齢者の社会参加」に大きな役割を果たしているが、江釣子地区交流センターに機能移転しても同じ役割を継続することができるため、条例廃止に伴う影響はない。

## 5 施設転用後の方針

1. 和室の時間区分(午前・午後・夜間)を他の交流センターに準じ、1時間単位の使用に設定する。
2. 施設名称を和室A、B、Cに変更し、使用料は他の交流センターと同額の1時間100円とする。
3. 施設の貸館業務を江釣子地区交流センター指定管理業務に一本化する。
4. 現在の老人福祉センター事務所を、社会福祉協議会江釣子支部の継続利用とする(行政財産使用)。

## 6 施設使用料(北上市交流センター条例の一部改正)

江釣子老人福祉センター					江釣子地区交流センター	
区分	午前9時 ～ 正午	正午 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時	区分	1時間 につき
図書室 39.71㎡	1,060 @354	1,680 @336	1,830 @366	3,660 @282	和室A	100
教養娯楽室 29.91㎡	1,060 @354	1,680 @336	1,830 @366	3,660 @282	和室B	100
集会室 42.78㎡	1,060 @354	1,680 @336	1,680 @366	3,660 @282	和室C	100

## 7 施設図面(条例廃止前と条例廃止後の庁舎管理区分)

- 江釣子庁舎 ■ 江釣子地区交流センター ■ 老人福祉センター
- 行政財産使用許可(地域づくり課)

※2階、3階の変更は無し

